

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書

このほど政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」（骨太方針第三弾）を取りまとめました。その中で、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む税源配分のあり方に係る三位一体の改革に関して、税源移譲は基幹税の充実を基本に行うことや補助金の性格等を勘案しつつ義務的な事業については、効率化のうえ所要の全額を移譲することなどは、地方財政基盤の充実と地方分権型社会の実現にとって、一歩前進と評価できるものです。

しかし、移譲対象税目や国庫補助負担金の廃止、縮減等の具体的内容は未定であり、三位一体改革が真に地方分権の推進に資するものとなるかどうかは、いまだ判断を許さないものとなっています。更に地方分権改革推進会議の意見のように国庫補助負担金の廃止、縮減や地方交付税の見直しを先行させ、国から地方への税源移譲を先送りするなどの事態となれば極めて遺憾です。このことは、地方分権改革の名のもとに国から単なる地方への財政負担の転嫁を図るものと言わざるを得ません。

三位一体の改革にあたっては、地方分権の基本理念を十分に尊重し、地方分権改革の残された最大の課題である国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠です。

よって、江戸川区議会は、税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を図るため、国会及び政府に対し、左記の事項を強く要望します。

記

- 一 税収が安定的で税源の偏在性の少ない所得税や消費税など、基幹税の再配分を基本とする税源移譲等の早期実現による地方税財源を充実強化すること。
- 二 地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能は分権型社会にあっても不可欠であり、これに十分配慮すること。
- 三 国庫補助負担金の廃止、縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、税財源移譲等を一体で行うこと。
- 四 三位一体改革の実施にあたっては、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう地方の意見を十分尊重すること。また、税源移譲を行うにあたっては、都市再生や環境対策など大都市特有の財政需要に的確に対処できるよう大都市圏の地方公共団体への税源配分に十分配慮すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年七月四日

江戸川区議会議長 八 武 崎 一 郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣

財務大臣・経済産業大臣・内閣官房長官・経済財政政策担当大臣 あて